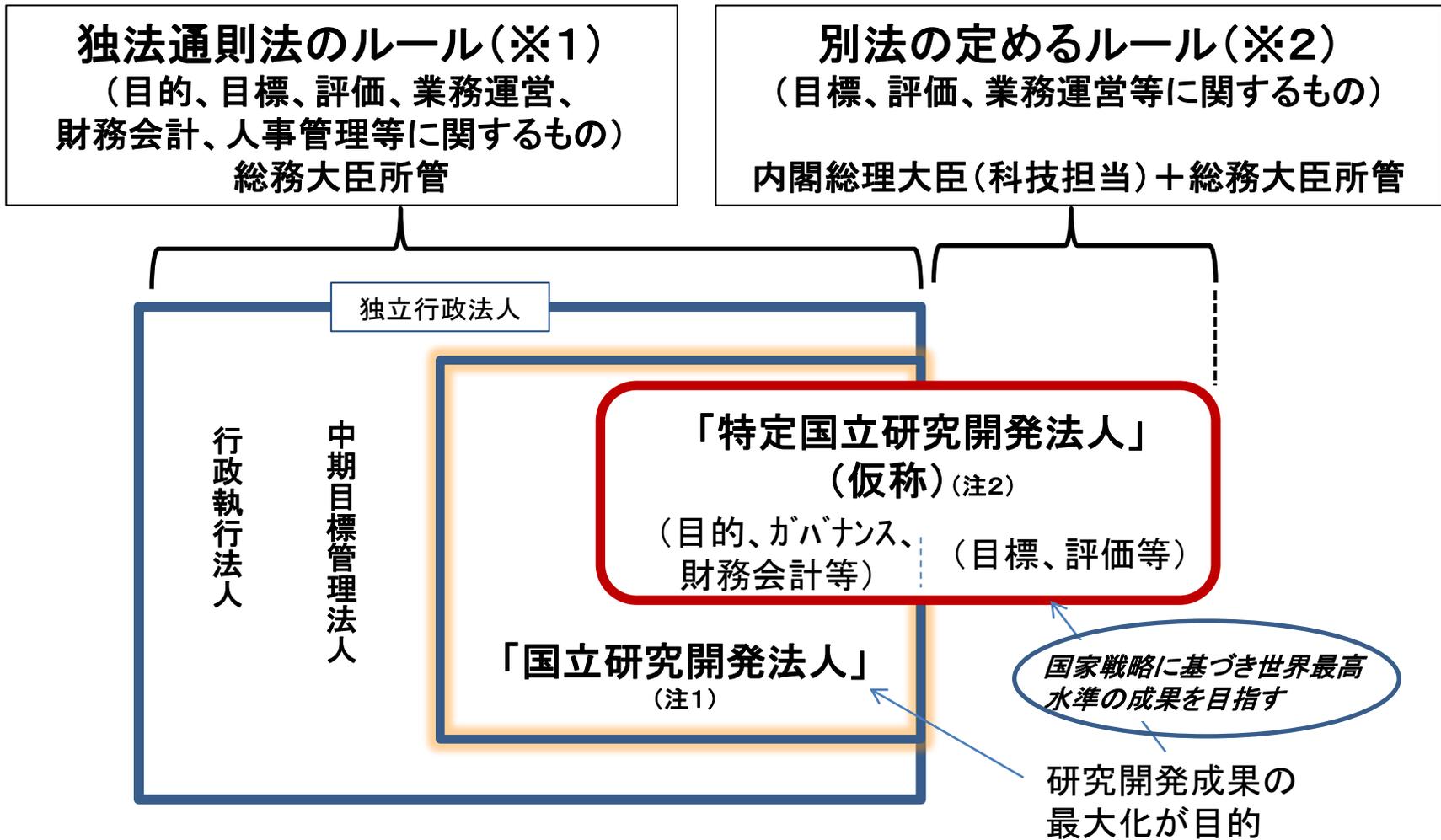


新たな研究開発法人制度の概念図



※1 独法通則法は改正済み(平成27年4月施行)。

※2 別法では、国家戦略の観点から、世界と競う研究開発等の推進、目標策定や評価、業務運営への主務大臣・総合科学技術・イノベーション会議の強い関与等について定める予定(法案未提出)。

(注1)「国立研究開発法人」の対象となる法人数は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)における組織の見直し等により、現行の研究開発力強化法で指定されている法人数から変わりうる。

(注2)「特定国立研究開発法人」(仮称)の対象となる法人候補として、理化学研究所及び産業技術総合研究所を総合科学技術会議で決定(平成26年3月12日)。